

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月20日
条例の題名	三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会条例	公 布 日	平成18年3月28日
条 例 番 号	平成18年三重県条例第3号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	健康福祉部障がい福祉課	電 話 番 号	059-224-2266
条例の概要	障害者自立支援法第98条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づき、三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	児童福祉法の一部改正に伴い、障害児の通所給付費等が審査対象に加わったことから、障害者自立支援法第98条第1項に基づく「三重県障害者介護給付費等不服審査会条例」を一部改正したところであり、不服審査請求に対して適正な審査を行うため当審査会を設置するという目的は現在も妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	障害者自立支援法第98条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づき、不服審査請求に対して適正な審査を行うため、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	審査請求がない場合でも、毎年度1回は必ず当該審査会を開催をしている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	障害者自立支援法第98条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定により条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	障害者自立支援法第98条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	障害者自立支援法第98条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	障害者介護給付費等又は障害児通所給付費等の処分に不服がある障害者又は障害児の保護者の請求に対し審査を行うものであり、限定的なものであるが、適正な審査を行うことは公益に合い問題ないと考え。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正を検討する	理	由	特	記
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、字句修正の対応が必要である。		事	項
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無